



財政再建に関する視察報告

泉佐野市(大阪府)・夕張市(北海道)への視察

泉佐野市や夕張市から学ぶ、財政破綻から再建への道

本市の財政再建へ政策提言に資する視察として、平成24年11月8日、**早期健全化団体**の泉佐野市と、**財政再生団体**の夕張市の両市への視察を行いました。議会関係者や財政担当者から、それぞれの財政が破綻に至った経緯と市議会のチェック機能、財政再生への取組みや住民負担の変化等について話を伺いました。泉佐野市と夕張市では、**収収の確保**はもちろん、不採算事業からの撤退など、徹底したコスト削減を行い「行政経営」に力を入れており、住民負担は増加せざるを得ない状況下、住民サービスへの影響をできる限り抑えるよう努力されています。



夕張市役所

編集後記

活動報告書『M-REPORT』を全面的にリニューアルしました！



M REPORT

これまでの市政報告書のバックナンバーは、[わくわくかたのクラブのサイト](http://www.business1.jp/wakuwaku_katano/)でご覧ください。

http://www.business1.jp/wakuwaku_katano/

今年度は2回発行します。また、議会本会議の終了後に『M-REPORT互版』を発行して、本会議ごとの報告をします(年4回)。今後も皆様の意見を基に、分かりやすく・楽しい市政報告レポートを目指して参ります。どうぞご覧いただけますようお願い申し上げます。

さて、平成23年10月に、交野市議会議員に就任してから早や2年。おかげさまで今期(4年間)の折り返しを向かえることができました。この間「松本直高らしい議員活動」とはナニか?を模索しておりましたところですが、ようやく、交野市議会議員としてのスタイルが固まってきたところでもあります。反面「合せる」ということの難しさも経験しており、今後の課題です。また、この間、なにかと「遅れ」の目立つ交野市政に感じたキーワードは「責任感」「能力向上」「構造改革」です。いずれも一朝一夕にはどうともなりません。時間がかかっても変えていかなければならないことですので、じっくりと取り組んでまいります。

これからも、生まれ育った「ふるさと」交野の発展に寄与すべく、また、皆様とお約束しましたことを果たせますよう、しっかりと活動してまいります。

— ご支援のほど宜しくお願い申し上げます!! —



松本直高 PROFILE

平成23年9月交野市議会議員選挙 初当選(1期目)

自民党大阪府連 市町村議員連盟事務局次長

自民党大阪府連 青年局長

昭和47年6月 交野市私部に生まれる(向井田在住)

【最終学歴】同志社大学大学院総合政策科学研究科博士課程(後期課程)在学中

【現在】税理士・行政書士(アクトブレイン総合事務所 所長) 特定非営利活動法人シビルブレイン 会長(前代表理事) など

【その他】小型船舶操縦免許(小型二級) 居合道 無双直伝気流流(初段) など



松本直高は行政手続・税務会計・福祉の専門家です

プロの視点から
市政をチェック!
松本直高の市政報告書
『M-REPORT』



REPORT

2013.11

No. 04

2013年7月-11月

スジの通った
市政に!



松本直高
まつもと なおたか



自由民主党
交野市議会議員

CONTENTS

1. 市政報告会のお知らせ
2. わくわくかたのクラブ Info
3. 議会定例会一般質問
4. 視察報告
5. 編集後記

市政報告会のお知らせ

平成26年2月に予定しています。日時は決定次第お知らせします。今回は、皆さまのご意見を伺う座談会の時間を設けて頂きます。ぜひ、ご参加ください。

WE ♥ KATANO! 松本直高の後援会

わくわくかたのクラブ Info サポーター・スタッフ(有償/無償)募集中!

松本直高と一緒に「わくわくかたのクラブ」として活動をしてくださるサポーターとスタッフを募集しています。「交野をよくなってきたい!」というお気持ちに共感していただける、楽しい活動をしていきましょう!

- 1 駅前早起配布 活動時間 平日 7:00~8:00 (年4回ほど)。交野市内の各駅において配布します。
- 2 ポスティング活動 ご近所だけでも配ってください(何部からでも結構です)。いい運動になります。散歩がてらに、ご参加ください。
- 3 イベントのお手伝い 各種イベントの受付・運営等のお手伝いをお願いします。
- 4 政務調査スタッフ(有償/無償) 政務調査に関するデータ収集、各機関への問い合わせ資料作成など。

わくわくかたのクラブでは、活動維持のため皆様からのご寄附を募集しています

届込先 郵便振替：記号番号 00970-5-159607 他行等からの場合：店名 099 店番号 159607



交野市議会議員 松本直高事務所



お問い合わせ先
〒576-0065 交野市向井田1-48-16

TEL : 072-892-7055
FAX : 072-891-8692
E-mail: naosan7055@yellow.plala.or.jp

サポーター登録はホームページからも登録できます わくわくかたのクラブ 検索



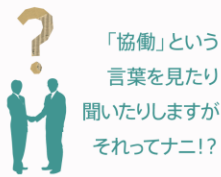
「わくわくかたのクラブ」ホームページ
http://www.business1.jp/wakuwaku_katano



Find us on Facebook!
<http://www.facebook.com/naotaka.matsumoto.7>

協働について

「協働」に対する
理解と実施状況等



「協働」という
言葉を見たり
聞いたりしますが
そってナニ?!

交 野市では「みん活」という概念と基本方針だけが在るのみで「協働」とはナニかと
いうことを定めていません。それでは、協働の相手方にとって非常に理解し難いもので、
とても不親切であると感じています。市民と何かをすれば協働ではありません!!
協働とは「経験や立場、情報源の異なる者が、共通の目標に向けて各々の能力や労力、資力
などを出し合い、対等な立場で協力して取り組むこと」です。(定義：大阪市)。
本市における協働の必要性を感じ、市民等との協働をより健全に推進し、もっと活発に
したいとの想いから、昨年3月議会における市長に対する一般質問に引き続き、市の協働に
対する理解と今後の取組みについて質問しました。

Q 松本
他市と同様「協働」の定義づけや、それを実施する為の
マニュアル等の策定について

A 答え
協働というものについて、**本市では定義づけしていません。**
事業形態としては、共催・後援や補助金等の財政支援、情報提供、
公共施設等の指定管理など、多種多様なものがあります。
協働マニュアル等については、北河内では(本市以外)6市にお
いて策定等の対応がされております。また、府内の先進市では協
働条例も作成されていますが、本市では新たにマニュアルや指針
を策定する予定はありません。

Q 松本
協働事業で「協働相手との癒着や依存」等の有無と本市の
協働における課題について

A 答え
議員ご指摘のような **問題が生じているとは考えておりません。**
課題としては、目的の共有や、お互いの関係が曖昧となったり、
行政への過度の寄りかかりや、行政からの過度の寄りかかりとい
うことも見られ、不断の見直しは必要と考えております。



※詳しくは交野市ホームページを
ご確認ください。

ポイント | 交野市の「協働」を健全に進めるため、今後も提案していきます!

- 目的や実践方法、手続といった仕組みを市民と共有する
- 協働相手との癒着や共依存を防止する為、また現場における混乱を防ぐ為に「協働」の定義づけや、それを実施する為のマニュアルや規定を策定する
- 事業評価を第三者機関で行ない、結果を公表する

契約事務の適正化について

とりわけ「随意契約」
について

不正経理は許されない!

『随意契約』の公表を!!

年間12億円以上の規模



昨 今、地方公共団体の契約事務について、業者との癒着が問題視され、疑惑がマスコミ
において取り沙汰されているところ、市の契約制度はどのように運用されているのか質問
しました。「**随意契約(競争入札によらずに任意で決定した相手と契約を締結すること)**」につ
いては、他市においても業者との癒着が指摘されているところ、その実態の把握が求められています。
本市における契約事務において、制度上、非常に困難なケースにも随意契約が選択されていることや、
その手続としても、法令上にルールが明記されているにも拘らず、それを守っていないという
不正経理の状況が判明しました。

Q 松本
現在、水道局において委託されている業務全般における
「入札方式の導入」について

A 答え
昨今の社会状況を鑑みずとも、他市と同様に、競争性のある契約の
推進のため、可能な限りにおいて **競争入札の導入** に取り組みで
まいります。

Q 松本
理由書の作成や見積書に関する適正な経理と随意契約の
実情を市のホームページなどで公表するなど、市民への説明責任
について

A 答え
随意契約の理由書は作成しておりますが、必要性については、
十分に認識しておりますので、**作成する方向で総務部と協議**して
まいります。また、見積書につきましては、今後、会計規程を順守
しまして、2人以上から見積書を徴すると共に「会計規程」を改正し、
随意契約の内容につきましても公表してまいります。

Q 松本
この質問において浮き彫りとなった課題の解消に向けて、
今後、どのように取り組んでいかれるのか

A 答え
契約事務の適正化の観点から、平成25年度中を目途に実態把握に取組む
とともに、運用においても随意契約は例外であることを理解し、事務が
適正に処理されるようチェック体制の整備や指導、研修などあわせ
て、実態に即した **法令整備も検討**してまいりたいと考えております。

資料：北河内7市 水道局業務調査【一部抜粋】

| 量水器検針業務 | |
|---------|--------------------------------------|
| 交野市 | 随意契約(2号) 14,470千円 |
| 枚方市 | 総合評価型 (金額・実績・提案・障害者雇用等により判断) |
| 寝屋川市 | 入札 (現在は市外業者) |
| 守口市 | 入札 |
| 門真市 | プロポーザル (今回から料金収納・窓口業務と一括で前回は随意契約) |
| 四條畷市 | プロポーザル (量水器撤去・結線工事、料金収納業務と一括) |
| 大東市 | 入札 |

交野市のみ
随意契約でした!

松本直高の調査資料：平成25年3月1日現在

ポイント | 引き続き、交野市の契約事務が適正に行われますよう注意深く見守ってまいります!!

市の約束：不正経理の抜本的改革

- 【市全体】
 - 実態把握(平成25年度内に報告)
 - 契約事務のチェック体制の整備
 - 職員に対する事務適正化の指導・研修
 - 実態に即した法令整備(財務会計法規の改正)
 - 『交野市随意契約ガイドライン』の改訂(相見積等)
 - 随意契約の理由書の作成
- 【水道局】
 - **随意契約の見直し(プロポーザル方式・競争入札の導入)**
 - 随意契約の理由書の作成
 - 相見積の徹底(会計規程の遵守)
 - 随意契約の内容の公表
 - 会計規程改正(契約内容の公表等)

松本直高の
お約束
一部実現!!

財政について

緊縮財政にあって
放漫経営は
許されない!!



市民の興味は、市の財政状態と税や保険料などの市民の公的負担との関係、つまり本市の財政が悪化した結果、市民への負担増加が生活に悪影響を及ぼさないかということに尽きるものと感じています。

今、交野の財政の何が「厳しい財政状況」なのか？
難しい市の財政状況を、なるべく分かりやすくお伝えできますよう質問をしました。

Q 松本
平成23年度決算に対する評価と本市の財政の今後の展望について

A 答え
厳しい財政状況にありながらも **着実に負の遺産を整理していると考えています。** 今後の展望として、急に依存財源に頼らざるを得ない状況が好転することはありません。

Q 『将来負担比率』^{※1}の財政状況と、その数値が示す意味について

A 答え
本市の「将来負担比率」は、平成23年度は **258.4%** で、総務省の報道発表資料によると、全国市町村平均は **69.2%** となっており、本市の状況はこれを大きく上回っています。また、**全国で9番目、府下でも2番目に高い数値** となっており、決して良い状況にあるとは言えないが、あと負債が30億円程度増加しても、第2次財政健全化計画の目標値の320%以内に収まる見込みです。

※1 将来負担率：将来の世代が負担すべき債務を示した数値。
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における「4指標」の一つ。

Q 松本
当初の計画から数十億円もの変更が加えられている第2次財政健全化計画の改訂について

A 答え
今後、**新給食センターや新ごみ処理施設の整備など大きな事業が控えています。** それらにかかる市の支出が実質的に増大するのは、起債の償還が本格化する平成31年度以降であることも踏まえ、第3次の財政健全化計画の策定が必要になってくるのではないかと考えています。また、将来負担比率も含め、財政状況等につきましては、市民にとって分かりやすい公表に努めていきます。

Q 松本
『第三セクター等改革推進債』(いわゆる「三セク債」)を利用した土地開発公社の保有残高の削減について

A 答え
土地開発公社の一部事業廃止による部分的な活用や、償還期間の延長ができないかなど、条件については現在、大阪府と調整を行っているところで、**今後、条件が整った場合は「三セク債」の活用に向け、さらに調整を図ってまいりたいと考えております。**

市議会のチェック機能、“行政経営”への提言に力を入れていかなければなりません!

視察をさせて頂いた夕張市議会の議長が「(市の財政破綻を) 議会はマスコミの発表で知った。」
「いつも聞かれることなのですが、議会の**チェック機能は全く働いていない状況**でした。」という言葉が強く印象に残りました。議会が、本来、果たすべき機能を果たしていない状況にあると、市民にとって不幸な結果が待っているのです。
※夕張市の視察についての報告は、本紙裏面「財政再建に関する視察報告」をご覧ください。



ポイント | 『勘定合って銭足らず』交野市は「待たなし!」の厳しい財政状況。

- 『将来負担比率』の大きな割合を占めている土地開発公社の保有残高(大阪府内ワースト1)を圧縮する
- 二国沿道のまちづくり実現を支援して歳入の増加を図る(自己財源の確保)
- 年間40億円以上も、基金からの借入れや一時借入金を起こさないと「資金ショート」してしまう(勘定合って銭足らず!)
- 第2次財政健全化計画を改訂する(当初計画からの変更を反映する)
- 適正(公正)で透明な経理を徹底する

「厳しい」財政状況とは、
国からの交付金や借金といった**依存財源**が多く、

借金が多いせいで**未来への投資にお金が回せない**ということ。



「慎重な財政運営と確かなチェックが必要です!」

『将来負担比率』を算出する構成要素に大きな割合を占めている本市の土地開発公社の保有残高約188億円は、政令指定都市を除く、大阪府内の市町村においてワースト1の残高であり、その保有残高の圧縮こそ、現在のところ、本市における財政健全化の最大の課題です。答弁では「負債が30億円程度増加しても、第2次財政健全化計画の目標値の320%以内に収まる」とのことですが、第2次財政健全化計画において事業費145億円として見込んでいる「**新ごみ処理場建設**」につき、未定の費用(最低でも十数億円程度が必要と想定されています)を除いても、既に、概算の**総事業費が約138億円**であり、新給食センターの約20億円の事業費や、その他、私部城址公園整備や市役所の大規模補修などと合わせると「負債30億円」という許容範囲は「際どいもの」といえます。

資料：新ごみ処理施設に関するすべての事業と、それぞれにかかる費用及び総事業費の概算について

| 事業 | 概算額 | 備考 |
|---------------|--------------------|---|
| 計画・設計 | 8,800万円 | |
| 調査 | 2億1,000万円 | 環境影響評価の事後調査に係る費用(H25年度中に判明)が計上される |
| 用地 | 18億2,500万円 | 6.9haのうち5.7ha分(すべてなら4億円ほど増額) |
| 建設 | 113億9,700万円 | 土内廃棄物の処理処分の費用により増減あり |
| インフラ整備 | 2億6,580万円 | 水道敷設以外は未定: 踏船地区への給水分は、交野市の単独負担 |
| 地元対策 | 未定 | 新ごみ処理施設の建設時期までに、基本的な内容を確定できるよう努めるとのこと |
| 現有施設の解体及び跡地利用 | 未定 | 新ごみ処理施設の安定稼働する頃には概算費用として判明 現時点で、跡地利用計画を検討していない(費用未定) |
| 概算総事業費 | 137億8,580万円 | 経費負担: 交野市 56.25% 、四條畷市 43.75% (H25年度当初の負担割合) |

※ その他: 地方債の償還金利子 12億4,000万円
※ 未定の費用: 最低でも十数億円程度が必要と想定

松本直高の調査資料: 平成25年4月1日現在

福祉行政について

高齢者や障がい者の
権利擁護への取組み

成年後見制度の 取り組みについて



高 齢者や障がい者の権利擁護の制度として重要な位置づけをされている**成年後見制度**について、法改正等によって市町村の役割が多くなったことから、平成23年第3回定例会での一般質問に続いて、その対応と取組みについて質問しました。このテーマは、選挙でも皆様にお約束し、議員となってからも力を入れて取組んでいるものです。

Q 松本
認知症の高齢者、知的障がい者や精神障がい者の権利擁護に対する市としての考え方及び取組みについて

A 松本
高齢者や障がい者の権利擁護とは「虐待などで権利を侵害されたり、認知症や障がいによって、判断能力が低下し、契約などの法律行為が行えない状態にあるなど、自己の権利を表明することが困難な方々の権利やニーズを支援、代替することで、その方の権利を図ること」でございます。市といたしましては、**新制度の施行や改正**を見極めながら、市民の皆様が住み慣れたこの市で、安心、安全な暮らしを送っていただけますように、取組んでまいります。

Q 松本
ここ数年において、高齢者や障がい者の権利擁護に関係する法制度の改正と、市の役割、取組み状況と体制整備の変化について

A 松本
ここ数年の法令の変化として、**市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修等**があります。本市では成年後見制度利用支援事業とあわせて、市民や支援者の方々を対象とした研修会の実施を検討しています。引き続き、法の趣旨を踏まえ、成年後見制度が円滑に実施されるよう、成年後見制度の周知や、当制度の利用を図っています。

Q 松本
高齢者や障がい者の権利擁護を所管する“窓口”を一つにまとめることについて

A 松本
市町村レベルでも権利擁護の中核的なセンターが設置されており、市民後見人の養成講座をはじめとし、成年後見制度や虐待対応等の専門相談や支援、研修会や広報活動などを担う機関として検討されていますが、本市で開設するには、現在のところ困難と考えています。しかしながら、**今後、多くの事案が発生状況になれば、センター的機能の設置も検討課題**ではないかと考えています。

Q 松本
市が行う成年後見制度利用支援事業と市民後見人等の人材育成・活用について

A 松本
平成24年4月から地域生活支援事業の必須事業となった**「成年後見制度利用支援事業」**を、必要な方が円滑にご利用できるように、現在、対象者を拡大する方向で要綱の改正に向けての作業中です。また、年度内に専門職向け・市民向けの研修会や相談会などを行う予定で、まずは、高齢者や障がい者の権利擁護として重要な位置づけにある成年後見制度の市民への周知に、取組んでまいります。

要望

本市においては、制度利用が低調なままの成年後見制度ですが、福祉行政全般に係わってくる地域福祉の総論的な制度のほずです。

引き続き、制度周知に力を注ぎ、成年後見制度が、市民にとって利用しやすい制度となるよう更なる取組みをお願いします。

ポイント | 交野市と成年後見制度

～法令上、市が行うべきなもの～

- 市長申立
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見人等養成事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 制度利用促進事業（相談や啓蒙・啓発等）

※詳しくはお問い合わせ下さい。

美しい住環境整備について

“ペットのフン害”問題への
市の見解と対応

市が解決に向け、 住民の要望に対応を！



向 井田自治会からの御要望で質問させて頂きましたが、向井田だけでなく、多くの地域で、対応に苦慮されていると聞いております。交野市では「協働」ということで地域や住民にまちの美化をお願いしていますが、その地域や住民が困っている・迷惑を被っている状況があります。もはや、飼い主のマナー・モラルの問題として捉えるだけでなく、市として解決に向け、住民の要望に最大限の努力をもって対応しなければならないはず。

Q 松本
住民が道路や公園などに放置された犬のフンなどによって迷惑されている状況に関するルールと対応について

A 松本
犬の飼い主のマナーは、法律・府条例に、**2つの市条例の規定に基づいて対応**しており、市としては、定期的に広報紙などで飼い主への啓発記事を掲載し、犬の飼い方教室の開催や啓発用の看板・啓発のチラシの配布などもしています。

Q 松本
犬のフンの放置など、飼養者が遵守事項を守らない状況を見出した場合の市としての対応について

A 松本
遵守事項を守られない飼い主を見つけた場合、状況・必要に応じ、大阪府条例に基づき適正に対応されるよう大阪府の担当課に報告することも考えています。



Q 松本
市の管理する道路などの公の施設でフンの放置に対する管理者責任について

A 松本
管理者に、公共の場所を清潔に保つ努力義務が課されていることは承知しています。また、犬のフンの放置による被害について、管理に瑕疵があったと判断された場合は、市として賠償する責を負うものと考えています。

ペットの“フン害”

- ・向井田だけでなく市内の多くの地区で“困っている”現状
- ・交野市には対応する独自のルールが無い！
- ・近隣市をはじめ、多くの地方公共団体が条例を制定している

“立憲事実”がある!!

※立憲事実＝法令の制定を根拠づけるなど、社会的・経済的・文化的な一般事実のこと

ルールをつくって対策を!!



要望

ペットのフン害対策を含めたまちの美化に特化する条例などのルールづくりと、清掃などのご協力を戴いている地域や住民の皆様がイヤな想いをされることの無いような対策を求めます。

交野市におけるフン害対策の根拠法令として、いくつもの法令を示さなければならない現状は、住民にとっても分かりづらく、事務的にも非効率です。**近隣市や全国の条例制定市のように、この問題に特化したルールづくりが不可避です。**

ポイント | 問題に特化したルールが必要

ペットのフン害対策を含めたまちの美化に特化する条例などのルールづくりが必要です!

交野市でフン害問題に対応するためのルール

- 動物の愛護及び管理に関する法律
- 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例
- 交野市民の生活環境を守る条例
- 交野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例